

美深町森林整備計画（変更）

〔計画期間 令和 5 年 4 月 1 日
令和 15 年 3 月 31 日〕
(令和 8 年 4 月 1 日変更)

北 海 道
美 深 町

変 更 理 由	地域森林計画に適合させるための変更 公益的機能別施業森林等の変更 一部文言の修正
変 更 内 容	公益的機能別施業森林及び木材等生産機能の維持増進を図る森林 の区域の一部見直し 計画対象面積の増減による変更 林業に従事する者の養成及び確保に関する指針の一部文言の修正
変更計画が有効 となる年月日	令和 8 年 4 月 1 日から適用

目 次

I 伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項

- 1 森林整備の現状と課題・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 2 森林整備の基本方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 3 森林施業の合理化に関する基本方法・・・・・・・・・・・・・・・・ 4

II 森林の整備に関する事項

第1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く）

- 1 立木の伐採（主伐）の標準的な方法・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
- 2 樹種別の立木の標準伐期齢・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
- 3 その他必要な事項・・・・・・・・・・・・・・・・ 5

第2 造林に関する事項

- 1 人工造林に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
 - （1）人工造林の対象樹種・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
 - （2）人工造林の標準的な方法・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
 - （3）伐採跡地の人工造林をすべき期間・・・・・・・・・・・・ 8
- 2 天然更新に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
 - （1）天然更新の対象樹種・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
 - （2）天然更新の標準的な方法・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
 - （3）伐採跡地の天然更新をすべき期間・・・・・・・・・・・・ 9
- 3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する事項・・・・・・・・10
 - （1）植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の基準・・・・・・・・10
 - （2）植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の所在・・・・・・・・10
- 4 森林法10条の9第4項の伐採の中止又は造林命令の基準・・・・・・・・11
 - （1）更新に係る対象樹種・・・・・・・・・・・・・・・・ 11
 - （2）生育し得る最大の立木の本数として想定される本数・・・・・・・・11
- 5 その他必要な事項・・・・・・・・・・・・・・・・ 11

第3 間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準

1	間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法	12
2	保育の作業種別の標準的な方法	12
3	その他必要な事項	13

第4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

1	公益的機能別施業森林の区域及び当該区域における森林施業の方法	14
(1)	公益的機能別施業森林の区域及び当該区域における 森林施業の方法に関する指針	14
2	木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び 当該区域における森林施業の方法	16
(1)	区域の設定	16
(2)	森林施業の方法	16
3	その他必要な事項	16

第5 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項

1	森林の経営の受委託等による森林の経営規模の拡大に関する方針	18
2	森林の施業又は経営の受託等による規模拡大を促進するための方策	18
3	森林の施業又は経営の受託等を実施する上で留意すべき事項	18
4	森林経営管理制度の活用の促進に関する事項	18

第6 森林施業の共同化の促進に関する事項

1	森林施業の共同化の促進方向	19
2	施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策	19
3	共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項	19

第7 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項

1	路網の整備に関する事項	
(1)	効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システム等並びに 作業路網等整備とあわせて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項	19
(2)	作業路網の整備及び維持運営に関する事項	21
(3)	細部路網の整備に関する事項	22
(4)	その他必要な事項	22

第8 その他必要な事項

1	林業に従事する者の養成及び確保に関する事項	22
(1)	人材の育成・確保	23
(2)	林業事業者の経営体質強化	23
2	森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項	23
(1)	林業機械化の促進方向	23
(2)	高性能機械を主体とする林業機械の導入目標	23

(3) 林業機械化の促進方策	24
3 林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項	24
(1) 木材流通の合理化	24
(2) 木材産業の体質強化	24
(3) 木質バイオマスの利用促進	25
4 その他必要な事項	25

Ⅲ 森林の保護に関する事項

1 鳥獣害の防止に関する事項	25
2 森林病虫害の駆除又は予防の方法等	26
(1) 森林病虫害の駆除および予防の方針及び方法	26
(2) その他	26
3 鳥獣害対策の方法（1に掲げる事項を除く）	26
4 林野火災の予防の方法	27
5 森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項	27
6 その他必要な事項	27
(1) 病虫害の被害を受けている等の理由により伐採を促進すべき林分	27
(2) その他	27

Ⅳ 森林の保健機能の増進に関する事項

1 保健機能森林の区域	28
2 保健機能森林の区域内の森林における施業の方法	28
3 保健機能森林の区域内の森林における森林保健施設の整備	28
4 その他必要な事項	28

Ⅴ その他森林の整備のために必要な事項

1 森林経営計画の作成に関する事項	28
(1) 森林経営計画の記載内容に関する事項	28
(2) 森林法施行規則第33条1号口の規定に基づく計画	28
2 森林の整備を通じた地域振興に関する事項	29
3 森林の総合利用の推進に関する事項	29
4 住民参加による森林の整備に関する事項	29
(1) 地域住民参加による取り組みに関する事項	29
(2) 上下連携による取り組みに関する事項	29
(3) 法第10条の11の8第2項に規定する施業実施協定の参加促進対策	29
(4) 青少年の学習機会の確保に関する事項	29

5	その他必要な事項	29
(1)	特定保安林の整備に関する事項	29
(2)	法令等により施業について制限を受けている森林の施業方法	29
(3)	森林施業の技術及び知識の普及・指導に関する事項	31
(4)	森林の管理状況等から公益的機能の維持・向上を図るために特に整備すべき森林に関する事項	31
(5)	森林施業共同化重点実施地区	31

別表 1	公益的機能別施業森林及び木材等生産機能の維持増進を図る森林の区域	32
------	----------------------------------	----

別表 2	森林施業の方法を特定すべき森林の区域	40
------	--------------------	----

別表 3	鳥獣害防止森林区域	50
------	-----------	----